

基発 0729 第 4 号
平成 22 年 7 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記算定基準については、昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号一 1 通達により取り扱
っているところであるが、今般、健康保険におけるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサ
ージ・指圧師に係る療養費の支給基準が改正されたこと等を勘案し、その一部を改め、別
添のおりとし、本年 8 月 1 日以降に実施した施術に対し、改定後の施術料を適用するこ
ととしたので、了知の上、管内の関係団体と改定後の同算定基準に基づく協定の締結を行
い、円滑な運営を図られたい。

(別添)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(平成22年8月1日以降の施術)

初 検 料	2,580 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に1,870円を加算する	
往 療 料	2,230 円	注1 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。 2 夜間往療については、所定金額(注1による加算金額を含む。)の100分の100に相当する金額を加算する。 3 2戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患者に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患者の所在地を起点とする。	
施 術 料	はり・きゅう 1 術 の 場 合	1 日 1 回 限 り 2,510 円	注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
	2.術(はり・きゅう併用)の場合	1 日 1 回 限 り 3,940 円	
	マッサ ー ジ マッサ ー ジ を 行 っ た 場 合	1 日 1 回 限 り 2,510 円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
	温 罨 法 を 併 施 し た 場 合	1 回 に つ き 90 円 加 算	
	変形徒手矯正術を行った場合	1 肢 に つ き 535 円	
	はり又はきゅうとマッサージの併用	1 日 1 回 限 り 3,940 円	注 傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。
電 気 ・ 光 線 器 具 に よ る 療 法	1 日 1 回 限 り 550 円 加 算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具(あん摩マッサージ指圧師にあつては、超音波(若しくは極超短波)又は低周波、はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。)を使用した場合に算定する。 ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線器具を使用しても1回として算定する。	
休 業 証 明 料	1 件 に つ き 2,000 円	休業(補償)給付請求書における証明	